署長　殿

交規発第１６２号
令和６年４月11日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

バス停留所等の上屋等及びそれらに設置される広告物に関する道路使用許可の取扱いについて(通達乙)

この度、国土交通省において、「バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（令和６年３月26日付け国道利第53号。以下「新通知」という。別添１）が発出され、道路管理者が管理するバス停留所その他これに類する施設に設置される上屋（以下「道路附属物上屋」という。）、道路管理者の許可を得てバス停留所その他これに類する施設に設置される上屋（以下「占用物件上屋」という。）に広告物を設置する際の形態、設置場所等が示された。

これまで、バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設（以下「バス停留所等」という。）に付随して設置される上屋等及びそれらに設置される広告物に関する道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条に規定する道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）に関しては、「バス停留所等の上屋等及びそれらに設置される広告物に関する道路使用許可の取扱いについて（通達乙)」（令和２年４月27日交規発第168号。以下「旧通達」という。）により実施してきたが、新通知の内容を踏まえた道路使用許可の取扱い等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第１　バス停留所等の上屋等の設置に関する道路使用許可の基準

１　基本的な考え方

バス停留所等においてベンチに付随して設置される上屋（壁面を有するものを含む。）等については、以下の基準を参考にして、交通の安全と円滑に支障がないと認められる場合又は公益上設置することがやむを得ないものであると認められる場合は、道路使用許可をするものとする。

なお、道路法（昭和27年法律第180号）第32条に規定する道路の占用の許可（以下「道路占用許可」という。）の取扱いについては、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」（平成６年６月30日付け建設省道政発第32号。別添２）を参考とされたい。

２　上屋の設置に関する基準

(1)　設置場所

ア　車いす利用者が無理なく擦れ違うことができ、また、最も混雑する時間帯であっても歩行者等が円滑に通行することのできる歩道の有効幅員（歩行者等が通行可能な場所の幅員をいい、一般にはベンチ、支柱、壁面のうち最も外側にあるものから歩道側端までの距離）が確保された歩道等であること。

イ　交差点、横断歩道、道路外に出入する地点の近傍等、走行する車両の運転者（以下単に「運転者」という。）の視野を妨げることのない場所であること。

ウ　近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導する目的で設置されたものを除く。）が設置されている場合には、それを利用する視覚障害者の通行の妨げとならないよう、当該ブロックとの間に十分な間隔が確保されること。

(2)　構造等

上屋の構造、色彩等は、運転者の視野を妨げないもの、視線を誘導するものではないもの等、交通の安全と円滑に支障がないと認められるものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること。

3　上屋の壁面に関する基準

(1)　大きさ

壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。

(2)　面数

壁面の面数は、3面以内であること。

(3)　材質

壁面の材質は、第2の1の(2)の基準に従って設置される広告物の添加部分を除き、透明で容易に反対側を見通すことができるものであること。

第2　広告物に関する道路使用許可の基本的な考え方

1　道路占用物件への広告物の設置について

(1)　バス停留所等の上屋等の道路占用物件に設置される広告物が工作物に該当する場合の基本的な考え方

バス停留所等の上屋等の道路占用物件に設置される広告物が、その形状、設置方法等から法第77条第1項第2号に規定する工作物（以下単に「工作物」という。）に該当する場合、当該広告物及びそれが設置される道路占用物件等を包括して一つの工作物として取り扱い、同条第2項の規定に基づき道路使用許可をするものとする。

単に貼り付けるポスター、はり札及び塗装による広告物等工作物に該当しない広告物が道路占用物件に設置される場合は、当該道路占用物件にかかる道路使用許可において、当該広告物の表面に反射材料を使用しないな

ど、交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すこと。

(2)　添加広告板がバス停留所等の上屋の壁面に設置される場合の基準

バス停留所等の上屋の壁面に広告物を設置するための板状のもの（以下「添加広告板」という。）の設置については、以下の基準を参考にして、交通の安全と円滑に支障がないと認められる場合又は公益上設置することがやむを得ないものであると認められる場合には、道路使用許可をするものとする。

ア　設置場所等

(ｱ)　添加広告板の設置場所は、上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は、当該添加広告板）のうち、車道から上屋に正対して左側の壁面以外とする。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。

(ｲ)　添加広告板により生ずる死角からの飛び出し事故を防止するための対策が講じられていること。特に、車道と垂直の方向に設置された壁面に設置される場合には、歩行者が完全にその死角に隠れることのないよう、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保すること。ただし、防護柵の設置その他の手段によって十分な対策が講じられる場合には、この限りでない。

また、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面に添加広告板を設置する場合には、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保すること。

さらに、広告物の掲示面を同一の方向に２面以上設ける場合には、掲示面と掲示面の間に開口部を設け、又は掲示面と掲示面の間の壁面を透明にするなどして安全を確保すること。

(ｳ)　広告の訴求対象が運転者となっていないこと。この基準の適用に当たっては、広告事業者が広告の内容を誰に見せたいと考えているか、それが歩行者やバス等の待合客と運転者のどちらであるかという主観的意図により判断するものではなく、設置位置、方向、大きさ等を勘案し、外形的に見て運転者（対向車線の運転者を含む。）の視線が誘導され、運転しながら広告の内容を読み取ることができるようになっていないか、などにより判断すること。

イ　添加広告板の構造等

(ｱ)　大きさ

添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。

(ｲ)　材質及び形状

添加広告板は、上屋と一体的な構造とすることとし、その材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐え得る堅固なものであること。また、既設の上屋の壁面に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが困難である場合には、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により車両や歩行者に危険を及ぼすものでないこと。

(ｳ)　照明

広告物を見やすくするために照明を設置すること（内照式とすることを含む。）又は添加広告板をデジタルサイネージとすることは差し支えないが、照明の方法や明るさが殊更に運転者の視線を誘導し、又は視野を妨げるものでないこと。

(3)　道路使用許可の手続上の留意事項

ア　許可申請者

添加広告板、バス停留所等のベンチ、上屋、壁面等を包括して一つの工作物として取り扱うこととし、道路使用許可の申請者はバス事業者等上屋の設置者とすること。

イ　許可の単位

同一のバス事業者等から同時に複数のバス停留所等に係る申請がなされた場合には、それぞれ別の申請として取り扱うことを原則とし、バス停留所等ごとに審査すること。

なお、バス停留所等を利用した広告事業については、例えばバス路線全体を対象として実施するなど､複数の箇所での実施が想定されるため、バス事業者等と広告事業者が策定する事業計画全体を視野に入れて道路使用許可の可否及び許可に付する条件を検討すること。

ウ　許可の期間

道路使用許可の期間は、原則として上屋に係る道路占用許可の期間が満了するまでとし、その場合には確実に道路管理者に許可期間を確認すること。

エ　許可の条件

道路使用許可に当たっては、その形状、設置方法等により、運転者の視野を妨げる又は視線を誘導する程度、歩行者の遮蔽の程度等交通の安全と円滑に及ぼす影響等について審査し、広告物の表面に反射材料を使用しないなど、交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すこと。

2　道路附属物上屋、占用物件上屋及び道路附属物ベンチへの広告物の添加について

(1)　広告物が工作物に該当する場合の基本的な考え方

ア　事前協議

新通知及び「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年３月25日付け国道利第24号。別添３）において、道路管理者が、道路附属物上屋又は占用物件上屋（以下単に「上屋」という。）に添加広告板又は道路附属物ベンチに広告物たる工作物（以下「添加広告板等」という。）の設置を認めようとする場合には、事前に、道路管理者から法77条に規定する所轄警察署長（以下単に「所轄警察署長」という。）に対して、協議が行われることとなっている（広告物のみを既存の上屋に添加する場合を含む。）。

当該協議を受けた所轄警察署長は、交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上、上屋又は道路附属物ベンチの改善、広告物の表面に反射材料を使用しないなどの道路占用許可の条件を附すことを要請するなど、必要な意見を申し入れること。

イ　添加広告板が上屋の壁面に設置される場合の基準

上屋に設置される添加広告板について、上記アの事前協議を経て、道路使用許可の申請がなされた場合において、第２の１の(2)の基準を参考にして、交通の安全と円滑に支障がないと認められる場合又は公益上設置することがやむを得ないものであると認められる場合には、道路使用許可をするものとする。

ウ　広告物たる工作物が道路附属物ベンチに設置される場合の基準

道路附属物ベンチに設置される広告物たる工作物の設置について、上記アの事前協議を経て、道路使用許可の申請がなされた場合において、以下の基準を参考にして、交通の安全と円滑に支障がないと認められる場合又は公益上設置することがやむを得ないものであると認められる場合には、道路使用許可をするものとする。

(ｱ)　設置場所等

広告の訴求対象が運転者となっていないこと。この基準の適用に当たっては、広告事業者が広告の内容を誰に見せたいと考えているか、それが歩行者やバス等の待合客と運転者のどちらであるかという主観的意図により判断するものではなく、設置位置、方向、大きさ等を勘案し、外形的に見て運転者（対向車線の運転者を含む。）の視線が誘導され、運転しながら広告の内容を読み取ることができるようになっていないか、などにより判断すること。

(ｲ)　大きさ

広告物の幅及び高さは、道路附属物ベンチの幅及び高さの範囲内のものであること。

(ｳ)　材質及び形状

広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐え得る堅固なもので、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により車両や歩行者に危険を及ぼすものでないこと。

(2)　道路使用許可の手続上の留意事項

ア　許可申請者

道路使用許可の申請者は添加広告板等の設置者（以下「広告事業者」という。）とすること。

イ　許可の単位

同一の広告事業者から同時に複数の上屋及び道路附属物ベンチに設置される添加広告板等に係る申請がなされた場合には、それぞれ別の申請として取り扱うことを原則とし、上屋等ごとに審査すること。

なお、上屋等を利用した広告事業については、例えば、バス路線全体を対象として実施するなど、複数の箇所での実施が想定されるため、道路管理者又は広告事業者が策定する添加広告板等の設置計画全体を視野に入れて道路使用許可の可否及び許可に付する条件を検討すること。

ウ　許可の期間

道路使用許可の期間は、原則として添加広告板等に係る道路占用許可の期間が満了するまでとし、その場合には確実に道路管理者に許可期間を確認すること。

エ　許可の条件

道路使用許可に当たっては、その形状、設置方法等により、運転者の視野を妨げる又は視線を誘導する程度、歩行者の遮蔽の程度等交通の安全と円滑に及ぼす影響等について審査し、広告物の表面に反射材料を使用しないなど、交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すこと。

(3)　その他の広告物の基本的考え方

添加広告板等に該当しない広告物を上屋又は道路附属物ベンチに設置する場合においても、上記(1)アと同様に道路管理者から所轄警察署長に協議がなされることから、交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上、上屋等の改善、広告物の表面に反射材料を使用しないなどの道路占用許可の条件を附すことを要請するなど、必要な意見を申し入れること。

また、所轄警察署長が、添加広告板等の設置を認めるに当たっては、道路管理者との連携を図るため、道路管理者へ協議を行うこと。